

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	水分地区 (諏訪、明石田、力常、松門寺、吉田、石王、東小田、立野、野中、高木、西小田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の高齢化が進んではいるものの、比較的若い担い手は確保されている。分散する担い手の農地の集約を進めることにより、栽培の効率化と規模拡大を図って行かなければならない。</p> <p>課題としては、特に苗木栽培において、水稲とのブロックローテーションが必須であるが、耕作に適したほ場とするために、高性能機械等の意導入促進を図り、作業の効率化を目指さなければならない。</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業者:441人、 団体経営体(法人・集落営農組織等)7経営体 主な作物:水稲、野菜、果樹苗木類</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>水分地域の特産物である果樹苗木類については、全国の約80%シェアを占め、全国各地に需要がある。また、野菜も多くの地域で作付けされており、安定的に農業経営がなされている。</p> <p>しかし、地域の高齢化の実情もあり比較的後継者は多い地区においても後継者確保が重要であり、様々な補助事業を活用しコストの削減とDX化による規模拡大が図られるよう支援していく。</p> <p>また、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	209.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
水分地域は、ほぼ基盤整備事業は完了しているため、整備された農地を活用できるよう、担い手のニーズにあわせ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の集約・集積化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、野菜栽培技術やDXを含む農業用機械の購入支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 水稲については、営農組織の充実とDX化による作業効率向上を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
③野菜や果樹苗木など、多様な作付けが展開されているため、農業機械のDX化を図る。									
④水分地域内では野菜作付けが多く野菜(畑作物)が連続して作付けられている水田は、更に畑地化を進める。									